

「平成17年度税制改正に関する要望」について

本会では、去る7月23日に「平成17年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望」を関係先に提出、要請していますが、税制関係について「平成17年度税制改正に関する要望」として取りまとめ、9月24日に自由民主党に提出しました。

要望内容については、次のとおりです。

平成17年度税制改正に関する要望

全国知事会
平成16年9月

現下の地方財政は、景気の低迷による大幅な税収の落ち込みに加え、国の景気対策の実施等により、膨大な借入金残高を抱えるなど危機的な状況にある。このため、地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいるが、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方税・地方交付税等の所要一般財源の総額の確保など、地方財政の安定的な運営の確保が緊要の課題である。

一方、政府は、本年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込んだ全体像を年内に決定するとしている。また、概ね3兆円規模の税源移譲を行う前提として、地方公共団体に国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめを要請するとともに、税源移譲については、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとしている。

これに対し、地方六団体では、平成16年度の改革において、税源移譲が不十分であったことなどを踏まえ、国と地方公共団体の信頼関係の確保を前提に、この8月24日に税源移譲に見合う「国庫補助負担金等に関する改革案」を提示し、地方分権改革の理念に基づく税源移譲を中心に据えた改革の実現を求めている。

このため、平成17年度税制改正にあたって、全国知事会としては次の事項について実現を図られるよう要望する。

記

1 基幹税の税源移譲による地方税源の充実強化

地方分権の理念を踏まえ、地方の歳出と地方税収入の乖離を縮小するため、税源配分の抜本的な見直しを行い、国から地方への基幹税の税源移譲により地方税源の充実強化を図ること。

また、今回の国庫補助負担金の廃止とこれに伴う税源移譲については、単なる地方への負担転嫁とならないよう、基幹税である個人住民税・地方消費税の拡充を基本に、廃止と同時一体で確実にを行うこと。

- 2 恒久的な減税に伴う補てん対策の見直し
恒久的な減税に伴う補てん対策として暫定的措置が講じられているが、景気対策としての減税は基本的には国の責任と負担において行うべきものであり、速やかに、国から地方への税源移譲など税制の抜本的な見直しを行うこと。
- 3 個人住民税の充実
個人住民税については、負担分任の性格を有する地方税の基幹税であり、国から地方への本格的な税源移譲の実施に伴い、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の10%比例税率化を図ること。また、個人所得課税の納税者負担が実質増税とならないよう調整を行うこと。
- 4 法人事業税における収入金額課税制度の堅持
電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 5 固定資産税の安定的確保等
固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。
- 6 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し
事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。
- 7 日本銀行の国庫納付金の課税対象化
日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- 8 非課税等特別措置の整理合理化
地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- 9 道路特定財源における地方道路整備財源の充実
道路特定財源については、地方の道路整備状況等を勘案し、地方公共団体への配分割合を高めることを検討するなど、地方公共団体

における道路整備財源の充実に努めること。

10 徴税事務の改善と納税環境の整備等

地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善と納税環境の整備等を図るため、個人住民税や自動車税などについて、所要の措置を講ずること。

- ・ 都道府県が特例として行う個人住民税の徴収及び滞納処分に係る要件の緩和。
- ・ 自動車税における県域を越える自動車の転出入に係る月割り課税の廃止。
- ・ 軽油引取税における脱税防止のため、輸入元売業者の指定要件の厳格化並びに夜間の強制調査に係る規定の整備。
- ・ 不動産取得税における既存住宅特例に係る規定の整備。